

# 大学の自律と学問の自由 —プリンストン大学事件・再考—

松 田 浩\*

- I 問題の所在
- II プリンストン大学事件
- III プリンストン大学の絶対主義的 autonomy 論
- IV 伝統的学問の自由観念による絶対主義的 autonomy 論批判
- V リベラルデモクラシーに基づく相対主義的 autonomy 論
- VI 相対主義的 autonomy 論と学問の自由
- VII 絶対主義的 autonomy 論のヴァリエント?
- VIII 相対主義的 autonomy 論の憲法的理論構成
- IX 二つの autonomy 論と思想の自由市場

## I 問題の所在

大学という団体に於いて、その管理運営が国家や社会による外部的介入から遮断され、自立的かつ自律的なかたちで遂行されることは、事実上の制度的慣行として望ましいだけでなく、憲法23条の保障内容に含まれるとされる「大学の自治」に基礎を有する規範的要請でもあることは云うまでもない。憲法上の「大学の自治」は、「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている」<sup>1)</sup>、或いは「[学問の自由]のコロラリーとして、いわゆる「大学の自治」が出てくる」<sup>2)</sup>という説示にみられる如く、「学問の自由の擁護に資する」という点に保障の主眼があることを疑う余地はない。また、「大学の自治」の内容をなす事項の範囲について、判例学説では広狭さまざまの見解が説かれているが、教授会=教員団 (faculty) が教員・学長等の人事権、教育研究の内容方法決定権を有するなど、一定の中核的事項については、一致して憲法的保護

---

※ 駿河台大学法学部専任講師

【一橋法学】(一橋大学大学院法学研究科) 第2巻第2号2003年6月 ISSN 1347-0388

1) 最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号372頁(東大ボロボロ事件)。

2) 宮澤俊義(芦部信喜補訂)『全訂日本国憲法』259頁(日本評論社、1978年)。

に値することが認められてきた。いわゆる「教授会の自治」が「大学の自治」の中核を占める所以である。

こうした日本の伝統的な「大学の自治」論は、その暗黙の了解として、明治期以来の国立大学の制度的条件を所与の前提とするものであった。それは端的に言えば、大学という団体の本体がなによりも教員の集合体に他ならないこと、そして、この対等な同僚としての collegial な共同体が相互作用的かつ協同的な意思決定をおこなうことが「自治」の中核の意味であること、を前提としていた。かかる「自治」は、文字通りに教員団の self-government として翻訳することが可能である。教育研究に直接かかわる事項のみならず、施設・学生の管理もふくめて相当に幅広い管理事項が「自治」の内容とされてきたのも、self-government たる実質に見合ったものであった<sup>3)</sup>。

しかしながら、2003年2月28日、「国立大学法人法」関連六法案（以下、「法案」）の国会提出を承け、「国立大学改革」が最高点に達しつつある現在、かかる伝統的「大学の自治」論は実質的フィクション化へと赴きつつあるように見える。「法案」化に至る議論の過程で強調されたことの一つに、「大学の自主性・自律性」を尊重することによって運営面での各大学の裁量を拡大し、国立大学の多様化に途を拓くという主張があった<sup>4)</sup>。しかし、蟻川恒正が別決するように、ここに云う「自主性・自律性」は、「自治」とは縁遠い概念である<sup>5)</sup>。

果たして、「法案」において、「教授会の自治」を法律上担保してきた教育公務員特例法の「人事の自治」にかんする諸条項は国立大学教員について適用対象から外され、教授会の審議事項を掲げる国立学校設置法も廃止されるのを初めとし

- 
- 3) しかし、かかる「大学の自治」論は、私立大学にはそのままのかたちで適用することが困難である。云うまでもなく、大学の設置管理者として学校法人＝理事会が大学のなかに存在し、経営事項と教学事項の区別のもと教員団は基本的に後者を担う、という平均的な私立大学の制度的条件を念頭に置けば、教員団の self-government たる「自治」が理念的なフィクションに昇華してしまうことは避けがたいことであった。果たして、伝統的な学説は、私立大学への憲法23条の適用について、間接適用説をとり、私立大学の内部問題への憲法的掣肘を極力回避する方向へ流れる。
  - 4) 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい『国立大学法人』像について（最終報告）」（2002年）参照。その理論的背景について、大学の研究教育を考える会編『大学の自律と自立』（丸善、2001年）を見よ。
  - 5) 蟻川恒正「国立大学法人論」ジュリスト1222号63頁（2002年）。

て、教授会権限についての法律上の規定は学校教育法59条を残してはば姿を消す。これに代わって、新たな国立大学法人の意思決定の中樞を担うのは、権限強化された学長と学外者をふくむ理事らからなる役員会であり、審議機関としては、学外者を半数以上ふくむ経営協議会と、教育研究事項に審議権を限定された教育研究評議会がおかれる。かかる「国立大学法人」によって担われる「自律」なるものは、もはや旧来の「国立大学の自治」とは相当な距離があることは、誰しも認めざるを得ないだろう。伝統的「大学の自治」を排する「大学の自律」論は、論理必然的に、学問の自由との牽連関係をも見失いつつあるように思われる。

かくして、近時の日本で self-government 論と自覚的に区別される autonomy 論が隆盛を迎えていることが確認できるとすれば、改めて大学の autonomy とはなにか、それはなんのために必要か、そしてまた学問の自由を保全する autonomy はいかなる形でありうるのか、といった諸点について原理的な検討が迫られていることになるだろう。本稿は、self-government と区別される大学の autonomy の概念について、アメリカにおける理論状況を素描し、以て大学の自律と学問の自由との牽連関係を考察するための一試論である。

## II プリンストン大学事件

アメリカにおいて、大学の autonomy が初めて本格的な法的検討の俎上に載せられたケースとしてプリンストン大学事件がある。本稿は、この事件を基点として、アメリカにおける autonomy 論の射程と意義を探ることにする。

プリンストン大学事件は、つぎのような事実関係のもとに生じた<sup>6)</sup>。1978年4月5日、米国労働党員クリス・シュミットは、プリンストン大学キャンパスに立ち入り、労働党および市長選の自党候補者にかんする政治ビラを配布した。シュミットはプリンストンの学生ではなく、労働党も大学公認の組織ではなかった。当時の大学規則によれば、学外の組織によるキャンパス内での文書配布には大学当局の許可が必要であった<sup>7)</sup>が、過去に难道か労働党員が大学に許可を求めて果たされなかった経緯があり、シュミットの本件立入については許可の申請はな

6) State v. Schmid, 84 N. J. 535, 423A. 2d 615 (1980).

かった。シュミットは問題の日に、大学私有地に不法侵入したとして州法の治安  
暴乱者として逮捕・起訴された。

下級審の有罪判決を受けて事件を審理したニュージャージー州最高裁において、  
被告人は不法侵入罪による実刑は連邦及び州の憲法上の権利を侵害すると主張し  
た。プリンストン大学キャンパスで政治文書を配布した行為は、言論及び集会の  
自由の行使を構成し、合衆国憲法修正1条、及びニュージャージー州憲法1条6  
節及び18節により保護された行為であり、大学は憲法上この行為を許容する義務  
を有する、とする。これに対して、訴追者である州、及び州最高裁の求めに応じ  
訴訟参加したプリンストン大学は、被告人の行為は正統かつ保護された私有財産  
権にたいする違法な侵害にあたり、私的団体としての大学は state governmental  
action をなすものではないから、被告人の訴追につき憲法上の権利を侵害するも  
のではない、と主張する。

州最高裁は、合衆国憲法上の権利については、state action の存在が疑わしい  
として被告人の主張を斥けたが、州憲法上の言論と集会の権利については連邦制  
の原理から生じる抑制は存在しないため、state action にかんする連邦制的要請  
は合衆国憲法上の権利のばあいと同等の効力を持たない、とする。そのため、州  
最高裁に依れば、私的団体がその財産を公共的に使用しているために個人の諸自  
由の行使を侵害しない憲法上の義務を負担しているばあい、州憲法上の保障は私  
的団体による不合理な制限的、抑圧的行為にたいしても適用可能である。

したがって、問題の核心は、私有財産権の正統な利益と個人の言論と集会の自  
由をいかに均衡させるか、という点に絞られる。州憲法のもとでこの均衡を量る  
ためには、①当該私有財産の性質、目的、第一次の用法、②一般人が当該財産の  
使用に招致される程度と性質、③当該財産の私的及び公的用途との関係で、当該  
財産上で行われる表現活動の目的、という三点を考察しなければならない。①に  
ついては、プリンストン大みずから、「大学の中心的目的は、真理の追究、学問

---

7) 「ビラ、声明文、誓願書のデモ及び配布は、……大学の正規の運営の基本を妨げず、  
または他者の権利を著しく侵害しない限りにおいて、キャンパス内で許可される。  
同様の根拠に基づいて、キャンパスは学生・教員・スタッフが聴講を望む講演者、  
学生・教員が関心を有する機関及び組織のリクルーターに開かれている」(1976年  
の大学規則)。Id., at 617.

と研究をつうじた新知識の発見、学生の教育と一般的な発達、知識と学問の社会一般への伝達である。……言論の自由と平穏な集会は、自由な探究と、知識と洞察の追究のセンターとしての大学の基本条件である」ことを、大学規則で認めている。②について、州最高裁は、プリンストン大構内における一般人の存在は、大学の表明する教育的使命と完全に調和するものである、と指摘する。大学自身が、開かれたキャンパスの教育上の価値と、「外部社会」への大学共同体の完全な公開性を承認している。プリンストン大は、その教育理念達成のためにその資源の一般人による使用を招致してきた。③についても、被告人が政治文書の頒布を試みたことが、プリンストン大の公式の教育目標や、その教育目的のための財産の全般的用法に背馳したものとはいえない。

かくして、州最高裁に依れば、被告人の行為は、私有財産の正統な利益との関係では、侵害性のない合理的な自由の行使にみえる。被告人に適用された大学規則は、招待と許可の要件以外になんの基準も備えておらず、事実、許可を与えるか留保するかについての基準もなく、言論と集会の権利を行使する時、所、態様を適切に扱う規則もない。したがって、大学の正統な利益と個人の表現の自由の双方にたいして保護を与える合理的基準を欠いた規則のもとで、これを根拠に非侵害的で合理的な自由の行使を禁圧することは、被告人の州憲法上の権利を侵害する、と州最高裁は結論した。

### Ⅲ プリンストン大学の絶対主義的 autonomy 論

州最高裁は、プリンストン大が望ましくない部外者をキャンパスから排除することに、州憲法上の歯止めを掛けた。そのさいに、個人の憲法上の権利と対置され、そして衡量において敗れたのは大学の私有財産権であった。プリンストン大は、州最高裁の弁論段階で、財産権のみで防御論を構成することの困難をすでに認識していた<sup>8)</sup>が、連邦最高裁への上訴段階で、さらに強力な大学の修正一条権の新理論を展開した<sup>9)</sup>。

プリンストン大に依れば、「州最高裁は、私立大学としてよりも財産所有者と

8) Sanford Levinson, *Princeton Versus Free Speech: A Post Mortem*, in *Regulating the Intellectuals* 189, 192 (Craig Kaplan & Ellen Schrecker eds., 1983).

してのプリンストン大学に焦点をあてた。そうすることで、「修正1条の特別な関心事項として」の学問の自由に与えられる保護を軽視することを選び、大学キャンパスをふくんだ財産の目的が、基底において、大学がみずからの教育哲学を促進する（これは修正1条の権利である）ためのものである、という事実を見落とした。「[私立大学は、] その哲学とカリキュラムの無制約な選択において修正1条の保護を享受する。だから、私立大学は、プリンストンがしているように、多様な広がりのある諸見解に学生を触れさせようとする教育哲学を選択しても良いし、また、特定のイデオロギーや信条体系を学生に注入（indoctrinate）する選択をしても良い。リベラルな教育環境をつくりだす選択も、特定の大義や教義を信奉する選択も、その両極端のあいだのあらゆる選択も、修正1条によって政府の介入にたいして保障された権利の行使である」。したがって、プリンストン大の主張では、州最高裁が大学の教育目的の開示を要求したり、部外者の存在がその目的に背馳するかどうかを決定することは、それ自体が大学の学問の自由の権利を侵害する違憲的なもの、ということになる。「プリンストンにとって不快なことは、被上訴人〔＝被告人〕の言論の内容ではない。キャンパス来訪者についてのプリンストンの規則を遵守しなかったことが不快なのである。この規則はプリンストンの教育方針に適合しており、大学の方針が何であり、どんな行為がそれに合致するかを州公務員が決定することは憲法上誤りである」<sup>10)</sup>。

こうして、プリンストン大は、大学はその教育哲学の選択において修正一条の学問の自由の権利を有しており、州最高裁による選択権の篡奪は違憲的である、という理論を唱えた。政府はもとより裁判所によっても掣肘されることのない大学の無制約な自律権の主張は、60年代以降、高等教育にたいする連邦の法律上、行政上の規制が強まってきた環境において感覚的な共感を呼ぶ素地がないわけではなかった。しかし、プリンストン大のような絶対主義的な autonomy の主張は、

---

9) この議論は、連邦最高裁に提出されたいくつかの書面（Jurisdictional Statement； Brief for Appellant）において展開されているが、残念ながら筆者はこれを入手することができなかった。以下に梗概を記すプリンストン大学の主張は、二次文献に依っている。

10) Matthew W. Finkin, On “Institutional” Academic Freedom, 61 *Tex. L. Rev.* 817, 817, 821 (1983).

少なくとも旧来の学問の自由観念からは著しい逸脱と見なされ、激しい論争を巻き起こす性質のものであった。ちなみに、連邦最高裁は、この極論に全く応答を示さず、大学規則がその後改訂されたことによって事件が moot になったとして、autonomy 論そのものは法廷でアンチクライマックスを迎えている<sup>11)</sup>。

#### IV 伝統的学問の自由観念による絶対主義的 autonomy 論批判

絶対主義的な大学の autonomy 論は、伝統的な学問の自由論にとって、ラディカルな再定義であるのみならず、内容的に極めて「有害な思想」であった。突きつめて云えば、「大学の所有者、つまり理事会と当局が、大学機関をつうじてその哲学を表明すること」として学問の自由を再定義することは、歴史を遡れば、マッカーシズム期に保守派の論客 W・F・バックレーによる先例<sup>12)</sup>があるが、長年にわたりアメリカにおける学問の自由の定式化に貢献してきたアメリカ大学教授連合 (American Association of University Professors、以下 AAUP) にとって<sup>13)</sup>、プリンストンのようなプレスティッジの高い大学が法廷で公式にかかる見解を開陳することは由々しき事態に違いなかった。果たして、AAUP は連邦最高裁に「友の書面」を提出し、かかる再定義に異議申し立てを行っている。

AAUP の「書面」執筆の中心となった労働法学者 M・W・フィンキンに依れば、アメリカの大学は、自己統治する学者の共同体の形式を維持しているドイツの大学のように、国家に対する大学の制度的自律が学問の自由の不可欠の要素として観念される構造的条件を備えていない。アメリカのように、大学が素人理事会の統制のもとにおかれており、しかも創設者の思想に貢献する学校を設立する権利が強調される条件においては、制度の自律ではなく、制度自体の正統な素人管理権からの自由が、学問の自由の核心として観念されたのである。しかし、このことは制度の自律が学問の自由の基底として作用する役割を排斥することを意味し

11) Princeton v Schmid, 455 U. S 100 (1982)

12) William F. Buckley Jr., *God and Man at Yale* (50th Anniversary ed., 2002).

13) AAUP の学問の自由概念の特質について、拙稿「合衆国における『二つの学問の自由』について」一橋論叢120巻1号85—87頁 (1998年)。

ない。ドイツの経験が教えるように、制度の内部者のための自由は、制度自体を外部の抑制から遮断することなくして達成できないことも事実だからである。

したがって、アメリカの条件のもとで、大学の州権力からの自律の主張をみるばあいには、二つの議論を区別する必要がある。第一は、創設者と信託者によって公認された目的に専念する制度の一般的自由である。これは私有財産権とむすびついており、異なった私的利益に対する健全な寛容を企図しているが、学問の自由とは一致しない。この寛容は、アメリカ社会における制度多元主義を支えている。(制度多元主義型 autonomy 論) 第二は、それぞれの制度自身の学問の自由へのコミット、裏を返せばドグマと教義の拒絶へのコミットから引き出される制度的自律である。制度の自律への外部からの侵害は、学問の自由の条件を維持する制度の能力を損なうことを危惧し、かかる観点から autonomy を主張する。(学問の自由保護型 autonomy 論)<sup>14)</sup>

こうした「制度多元主義型」と「学問の自由保護型」の対比からすれば、プリンストン大の絶対主義的 autonomy 論は、あきらかに前者に属し、私有財産権の延長として大学の自律を観念している。絶対主義的 autonomy 論は、アメリカの条件において、学者以外の素人による、教育研究に無関係な行為について、学問の自由による保護を与えることになる。最悪の場合には、学者の学問の自由を侵害する制度の決定にたいしても「学問の自由」の保護を与えてしまう。AAUPの伝統的観念からすれば、私有財産権の意義での autonomy を「学問の自由」として認めることは、甚だしい曲解にほかならない。

## V リベラルデモクラシーに基づく相対主義的 autonomy 論

アメリカにおける伝統的学問の自由観念が絶対主義的 autonomy 論に警戒的なのは、深い歴史的根拠があるにしても、これに依って autonomy 論一般を揚棄するのは早計である。「学問の自由保護型」の autonomy 論を自覚的に展開することも可能だからである<sup>15)</sup>。つぎに、絶対主義的 autonomy 論に対抗すべき代替的 autonomy 論の模索を検討することにしよう。プリンストン大学事件に触発され

---

14) Finkin, *supra* note 10, at 829.



て最も精緻な大学の autonomy 論を構築したのは、プリンストンに在籍する政治哲学者 A・ガットマンであった。ガットマンは、プリンストン大の絶対主義的 autonomy 論を「団体多元主義 (corporate pluralism)」の一環として理解し、これに対比すべき自己の対案を「リベラルデモクラシー」理論の一部として提出している<sup>16)</sup>。

団体多元主義は、所有者が財産を統制する絶対的権利をもつという原理主義的自由主義を根底に持つ。現在の法的所有者の統制権を支持するため、私的団体が国家から独立性を保つ権利と、民主国家が自ら所有する組織を統制する権利を区別する。私立大学理事会は、この団体観に基づいて、絶対的権限を行使できるが、それにも二つの基底的条件がある。一つは、人を傷つける政策をとれないということであり、もう一つは正統な契約および契約解釈に反してはならないということである。団体主義は、この二つの条件が伴って、伝統的な三つの民主的理念を保護することが可能であり、①団体相互間の多様性を認めることによって多元主義を支持し、②学問の自由を保護する契約を私立大学と教員、学生の間で交わすことができ、③民主国家が自ら所有する大学の統制権を尊重することで、リベラルな公立大学セクターの余地を残す。こうして、団体多元主義の世界観は、私立大学にも公立大学にも学問の自由とリベラルな高等教育を提供する一方で、私立大学においてセク特的な宗教・政治教育の余地を残している。

これに対して、リベラルデモクラシーの基本公理は、個人の民主的市民として

- 
- 15) Note, Testing the Limits of Academic Freedom, 130 *U Pa L. Rev.* 712, 723-731 (1982) は、プリンストン大の理論を、コミュニケーションの一形態として大学の哲学を保護する議論として捉え、新聞の編集権のアナロジーとして私立大学の教育方針決定権を絶対主義的に主張するものと考え。また、これとは別にもう一つ、制度の autonomy を支持する理論として、教員や学生の個人的権利を大学が代位するかたちで権利主張するという議論がありうることを示唆している。この個人権代位型の autonomy 論は、個人的権利を伸張する限度でのみ主張することができ、修正 1 条的価値をもつ「強靱な思想の交換」を促進する大学の方針のみが自律権を主張できる、という限界を有しており、絶対主義的 autonomy 論よりも遙かに限定的な範囲のものとなる。ここにいう個人権代位型はさらに彫刻を施せば、「学問の自由保護型」の有力な候補となりうるであろう。
- 16) Amy Gutmann, Is Freedom Academic?: The Relative Autonomy of Universities in a Liberal Democracy, in *Nomos XXV: Liberal Democracy* 257 (J. Roland Pennock & John W. Chapman eds., 1983).

の権利（政治的平等の権利、言論・結社・宗教の自由、機会の均等）があらゆる制度の内部において、他者の権利を侵害しない限り保護されなければならない、というところにある。リベラルデモクラシー国家は、市民の普遍的権利と、二次的結社の所有者と所属者の特定の権利をともに尊重しなければならない。民主国家は、その明示的目的が学問の自由と矛盾するばあいを除いて、すべての大学のなかで学問の自由を支持する責任を負う。また、公立大学をつうじて直接に、私立大学内の民主的な市民の権利を確保することをつうじて間接的にリベラルな大学教育を支持する。リベラルデモクラシーが学問の自由とリベラルな教育を支持するのは、民主政治にとって不可欠な自由な知的探究プロセスのための聖域が、民主社会において必要であり、民主政治はリベラルな大学が貢献する自由な思想の発達と普及に依存しているからである。

団体多元主義とリベラルデモクラシーは、こうして同様の価値を擁護することができるが、その根拠と実践的帰結は著しく異なる。団体多元主義は、プリンストン大の理論のように、私立大学にすべての政治的言論を排除する絶対的権利を与えるが、リベラルデモクラシーが私立大学に与える保護は、その大学が仕える目的の性質と価値に依存する相対的なものである。①大学の目的と市民的権利の間に対立がなければ、州は大学にたいして市民的権利を認めるように要求できる。②一定の対立が存在するばあい、大学の目的への侵害が小さく、かつ市民的権利の価値が著しく高められるという条件があれば、州は市民的権利の承認を大学に求められるが、③その条件がないばあいは、大学は市民的権利の制限を行って良い。この基準に従えば、プリンストン大学のようにリベラルな目的に仕える大学<sup>17)</sup>において、リベラルデモクラシーに基づく相対主義的 autonomy は、シュミットのような市民的権利の行使に譲歩しなければならない<sup>18)</sup>。

---

17) 事件当時、プリンストンの学長であった W・G・ボーエンは、大学への寄付金募集の文章のなかで、「[私立大学は、] みずからの目的を定義し、危険な形態の政治的介入に反対する能力をとりわけ持っている。たしかにこれらの能力は無限界ではないが、しかしどちらも実質的に極度な重要性をもつ」ことを主張するが、同時にプリンストンの目的が極めてリベラルなものであることも大学の「売り」として強調している。William G. Bowen, Report of the President, 1982, *The University: A Princeton Magazine*, No. 87, 1982, at 5.

## VI 相対主義的 autonomy 論と学問の自由

プリンストン大学事件を契機に相対主義的 autonomy 論を唱えたガットマンは、その後、いっそう明晰なかたちで autonomy と学問の自由の関係を説明している<sup>18)</sup>。ガットマンに依れば、大学の autonomy も学問の自由もひとしく民主制に仕えるものとして、価値を認めることができる。思想の創造へのコントロールは、民主政治の核心にある「意識的」な社会的再生産の理念を破壊する。自由な学問的探究の制度的避難所として、大学はそうした破壊を回避することができ、新たな非正統的思想がその知的メリットによって判断される場、すなわち「抑圧なき避難所」として大学は民主制に仕える。民主制の行き過ぎのみならず、非民主的な専制への防壁としても、この避難所は有意義である。

ガットマンに依れば、学問の自由とは、普遍的な市民的権利でもなければ、団体多元主義におけるような契約上の権利でもなく、学問を担う専門職にむすびついた特別な権利である。その核心は、学問上のディシプリンによって採択された真理の規範に従って、既存の理論、確立した制度、広く受容された信条にアクセスする学者の自由であり、不人気な結論に到達するとしてもどこからも制裁の恐れがあってはならない。この学問的な探究の基準を遵守するという条件こそ、学者の占める社会的役割を正当化し、学問の自由を一般市民の表現の自由から区別する鍵である。

学者の自律権の行使に資する制度的環境を確保することも重要である。素人管理権に対抗する防御として形成されたアメリカの伝統的学問の自由観念が、大学の autonomy を無視しがちであるのは歴史的に理解できるが、しかしながら、国家が個々の学者の自由への直接的脅威になりうるばかりでなく、さまざまな政府

18) プリンストンの同僚で、事件発生以来シュミットの弁護人を務めた憲法学者レヴィンソンもリベラルの立場からこの結論に同意するが、レヴィンソンは本件でシュミットを勝利させた基底的原理は「自由な探究のリベラルな理念」よりも「政治的自己統治の理念」と解すべきだとする。投票権者であり、しかも圧倒的な residential college であるプリンストンに居住生活する学生たちにとって、外部の政党员がキャンパスへアクセスするのを禁じられたら、投票に必要な情報を得ることができないからである。See, Levinson, *supra* note 8, at 200–202.

19) Amy Gutmann, *Democratic Education* 172–193 (1987).

規制（たとえば雇用や入学の基準への抑制）がディシプリン内部の学問的基準に影響を与えることで間接的に学問の自由を脅威にさらすことができるからである。したがって、大学はすべての外部規制からの絶対的自由を主張できるわけではないが、大学の目的それ自体を脅威にさらす規制からは自由でなければならない。

学者の学問の自由が、学問的基準への不当な影響に抵抗する個人的義務を随伴しているのと同じく、大学の自由も学者に不当な影響を及ぼさない制度的義務を負っている。研究教育の知的メリットよりも人気によって昇進を左右したり、同窓会や理事会による政治的攻撃から教員を護らなかつたり、過剰な学問外の負担を学者に押しつけたりすることは許されず、大学は外部の政治的統制から相対的に自律する権利だけでなく、学者の自律権の行使に資する環境を創出する義務を負わねばならない。

こうした大学の自由は、学者の自律性の民主的価値に由来するものであって、私有財産権から引き出されるものではないので、学者の自律性の保護に貢献するリベラルな大学であれば、公立、私立の別なく同等の力で主張することができる。また、学者の自律性に資する環境の維持と両立する政府規制、たとえば性・人種差別の禁止のような民主的な目的があつて、大学の明示的目的に両立するやり方での政府規制は、大学の *autonomy* によって対抗することはできない。もし、当該大学が差別禁止や学問的探究の自由を認めない非リベラルでセクト宗教的な目的にコミットしているばあいには、その防御論は「結社の自由」であつて、「(大学の) 学問の自由」に依ることはできない。

ガットマンの相対主義的 *autonomy* 論は、絶対主義的 *autonomy* 論の契約的「学問の自由」観と異なり、民主制を基底に据えて、個々の学者の学問の自由と大学の *autonomy* の牽連を最も eloquent なかたちで説いている。

## Ⅶ 絶対主義的 *autonomy* 論のヴァリエント？

「大学所有者が、大学機関をつうじてその教育哲学を表明すること」が学問の自由である、という絶対主義的 *autonomy* 論の中核テーゼは、AAUP や相対主義的 *autonomy* 論の批判にもかかわらず、有力な潮流として存在し続けている。そのヴァリエントと見ることの可能な理論として、つぎに M・G・ユードフの議論

を検討することにしよう<sup>20)</sup>。

ユードフは、伝統的観念が説くような個々の学者の専門職としての学問の自由について、その「権利」としての成立に深い懐疑を抱いている。そこには、つぎのような「大学」観が影を潜めている。「大学は、大学のために話す教員を雇うことによって、その正統な使命をはたす。そして教員の言論を統制する能力がなければ、事業全体が無に帰してしまう」。公的私的教育機関がカネを払って機関のために発言させているものの言論を統制することは、政府が一般社会における個人の私的言論を規制することと、全く別個のことがらである。教育機関内における学者の自由は、機関の教育目的に応じた手段的なものであり、ドゥオーキンの意味で「権利」の領域よりも、「政策」の領域にある。

これと対照的に、私立大学の *autonomy* についてユードフは強い支持を与える。大学の *autonomy* は、「私立学校当局が、かれらの学校で誰が教え、なにが教えられるかに関する実体的な権限をもつことを要求し」、これは「私立学校を過度な政府の権限から保護し、……競い合う思想とイデオロギーを抑圧する政府の能力を縮減する傾向がある」。ユードフは、たとえば、墮胎と産児規制の賛否について教師が自由に議論することを許容しなければならないとしたら、機関は自律的でなくなり、宗派系学校はその宗教的メッセージを伝達することが困難になることを危惧する。ただし、ユードフも、私立大学の *autonomy* といってもその限界はあり、政府規制が許される場合（たとえば、人種差別の禁止、防火基準の遵守など）があることを認めていることは付言しておく必要があるだろう。

ユードフの議論は、無論、あからさまな絶対主義的 *autonomy* 論ではない。かれは、政府が対立する見解を圧倒して特定のイデオロギーを国民に（とりわけ公立普通教育をつうじて子どもたちに）注入することへの抑制をはかる「政府表現」理論<sup>21)</sup>と目的の上ではパラレルに、国家によるイデオロギー的一元化への平衡錘として、私立大学（学校）の *autonomy* を尊重し、多元主義を促進しようとする。しかし、そのフレームワークにおいては、大学をふくむ教育機関は、基本

20) Mark G. Yudof, *Three Faces of Academic Freedom*, 32 *Loy. L. Rev.* 831, 837-44, 851-54 (1987).

21) Mark G. Yudof, *When Government Speaks* 215-18 (1983).

的にすべて「イデオロギー注入機関」としての性格付けを与えられ、学生も教員も客体として大学当局のイデオロギー的支配を受け入れたうえで、その枠内での自律性が論じられる。ここでは、批判的探究の棲息する余地は、公立普通教育のモデルに接近して極小化されている。

ユードフの autonomy 論は、ガットマンの相対主義的 autonomy 論よりも遙かに大きな範囲の自律権を私立大学に与えるだろう。こうして、絶対主義的 autonomy 論に近づけば近づくほど、autonomy と学問の自由との牽連関係は見失われ、学問の自由はその地位を低下させてゆく。

## VIII 相対主義的 autonomy 論の憲法的理論構成

この点は、相対主義的 autonomy 論に属すと見られる学問の自由の法理構成の内部においても確認することができる。すでに別稿で検討をしておいた<sup>22)</sup>が、大学の autonomy にたいして司法府がどの程度の介入をすることを認めるかについて著しい対照を示す、二人の憲法学者の法理構成を比較してみよう。

J・P・バーンは、公平な探究、理性的で批判的な討論、リベラルな教育といった学問的価値を保存するために、憲法上の学問の自由は大学の autonomy を保護すべきだとする<sup>23)</sup>。具体的には、「誰が教えるか、何が教えられるか、いかにそれが教えられるか、誰が学習を認められるかを学問的根拠に基づいて自ら決定する大学の自由」<sup>24)</sup>が、その中核となる。これを執行する司法府は、大学の学問的判断形成について学者以外のものがイデオロギー的基準を課し、政治的な統制を行うことを切除することに役割を自己限定すべきであって、誠実に学問的言論を理由に教員に制裁を課す大学当局の行為を掣肘すべきではない。この議論は、リベラルな研究教育に従事しない大学にたいしては、憲法上の自律権を付与しないとすると、またリベラルな教育研究に無関係な大学の活動には制限を加えることができる点で、ひとまずは相対主義的 autonomy 論の系として位置づ

22) 拙稿・前掲「合衆国における『二つの学問の自由』について」92—96頁。

23) J. Peter Byrne, Academic Freedom: A "Special Concern of the First Amendment", 99 *Yale L. J.* 251, 338 (1989)

24) *Sweezy v. New Hampshire*, 354 U. S. 234, 263 (Frankfurter, J., concurring).

けることができるだろう。

これにたいして D・M・ラバンは、バーンが大学の autonomy を語る時、その判断形成の主体が、教員団同僚なのか、大学理事会・当局なのかをしばしば混同していることを批判する<sup>25)</sup>。ラバンは前者の学問的判断形成を司法府が尊重することは推奨するが、理事会・当局の判断を司法府が尊重することには警戒感を抱いている。大学の autonomy のみならず、個々の教員の学問の自由を理事会・当局の政治的干渉から保護するために、司法府は学問的判断形成の実体にまで踏み込んで、それが口実にすぎないかどうかを審査すべきことをラバンは提唱する。したがって、個々の教員にかんする大学の人事決定において、性・人種差別や学問の自由侵害の訴えが提起された場合、司法府はより積極的な介入をすることが期待されており、その分、大学の autonomy は縮減されることになる。

同じく相対主義的 autonomy 論の系とみなすことができるバーンとラバンの理論を比較すれば、明らかにラバンのほうが相対度が高い。そして、憲法は個々の学者の自由よりも大学の autonomy を保護すべきだとするバーンにたいして、学者の自由も大学の autonomy も、その間の緊張関係を認めつつ同時に憲法によって保護すべきだとラバンは考える。ここでも autonomy の絶対性が高まれば高まるほど、個人の学問の自由との牽連関係が見失われるという構図が繰り返されている。

## IX 二つの autonomy 論と思想の自由市場

絶対主義的 autonomy 論は、各大学の国家からの自律性を最大限に確保することをつうじて、制度間の多様性を拡大する。しかしその反面、制度内においては一元的な価値観が支配し、自由な探究は逼塞する可能性も孕んでいる。相対主義的 autonomy 論は、国家からの大学に対する合理的規制を受け入れることをつうじて、制度内の多様性と自由な探究の条件を維持する。また、その反面で、リベラルな大学をセクト主義の大学よりも明示的に選好することによって、制度間の

25) David M. Rabban, A Functional Analysis of "Individual" and "Institutional" Academic Freedom under the First Amendment, 53 *L. & Contemp. Probs.* 227, 285 (1990).

多様性は縮減される傾向がある。

理論的にはこうして切り分けられる二つの autonomy 論は、はたしてどちらが、社会全体として思想の多様性を拡大し、活発で生産的な「思想の市場」を創出することに貢献するだろうか？ 恐らく絶対主義的 autonomy 論は、その極限までゆけば、リベラルな大学を全く欠き、セクト主義的大学が多数併存する高等教育システムを帰結する。そこに花開くのは、「諸団体の思想の市場」であって「諸個人の思想の市場」ではなく、個人は団体による思想統制のもと、一元的な価値観を刷り込まれる客体となりうる。個人は良くも悪くも「社会全体」という茫漠とした世界の住人であるよりも、いくつかの「団体」に帰属しながら日常的な生活を営む以上、相接する個人間に自由な思想の交流を欠いた「団体」に埋没すれば、将来「団体」の外にでて自ら思想を開拓する能力を陶冶することができない。これは民主制の維持にとっても由々しき事態である。

論理的にこうしたディフェクトを有する絶対主義的 autonomy 論よりも、相対主義的 autonomy 論は社会全体においても、団体内部においても真の「思想の市場」を切り開く可能性が高い。リベラルな大学の優位性を承認することは、制度間の思想の多様性にとって決して致命的なことではなく、セクト的目的の追求は、「結社の自由」や「信教の自由」といった「学問の自由」とは別の原理によって保護することができる。個人の学問の自由を基底に据える相対主義的 autonomy 論によってこそ、陶冶された民主的な市民を育成するリベラルな大学が模範型として成立する意義は大きい。

ここで重要なことは、公立大学が憲法上の精神的自由規定の制限を受けて、リベラルな教育目的にコミットする義務を負っていることである。私立大学は、独自の「建学の精神」や宗派的教義によって教育目的を設定する自由を持つのと対照的に、公立大学はそうした私的目的を設定することは憲法上許容されておらず、その結果、常にリベラルな公立大学と、リベラルでないこともありうる私立大学からなる多様な高等教育システムが成立する。かりに団体多元主義を極限まで押し進めても、公立大学制度を維持する限りは、リベラルな大学は生き残ることになるだろう。むしろ、高等教育システムそのものを挙げて「市場原理」に委ねることは、学問の自由とリベラルな大学の模範像を喪失することになりかねない。



大学の autonomy を尊重することは極めて重要である。だが、それは大学所有者の私有財産の自由を認めることではない以上、企業体と同じように教員を大学の教育哲学を伝達する道具として絶対的に統制していいわけではない。大学の名にふさわしい autonomy は、個々の教員の学問の自由と常に一体となって、民主的でリベラルな価値に仕える抑制的なものでなければならないだろう。